

指定居宅介護支援重要事項説明書

[令和 6年 4月 1日現在]

1. 事業主体

法人名	特定非営利活動法人 こころのさと
代表者	理事長 永峯 喜代江
所在地	〒965-0055 会津若松市石堂町6番30号
電話番号	0242-37-1331
設立年月日	平成13年11月9日

2. 事業所の概要

(1) 事業所の名称等

名称	総合福祉 スピリチュアルヴィレッジ 居宅支援 こころのさと
指定番号	生福第3329号
事業所番号	0770201606
サービス種別	居宅介護支援
所在地	〒965-0825 会津若松市門田町大字黒岩字石高194番地の2
電話番号	0242-38-1520
FAX番号	0242-38-1528
通常の事業 の実施地域	会津若松市内 ※ 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。
法人営業施設	居宅介護支援事業 (1ヶ所) 通所介護・介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業 (1ヶ所) 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護事業 (1ヶ所) 訪問介護・介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業 (1ヶ所) 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護事業 (1ヶ所) 小規模多機能型居宅支援介護・介護予防小規模多機能型居宅支援介護事業 (1ヶ所) 住宅型有料老人ホーム事業 (1ヶ所)

(2) 事業の目的及び運営方針

事業目的	介護保険法令に従い、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態にある契約者に対し、適切な居宅介護支援を提供することを目的とします。
運営方針	●要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行います。 ●事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じ

	<p>て、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。</p> <p>●事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行います。</p> <p>●事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めます。</p>
--	--

(3) 事業所の窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日まで (12月30日から1月3日までを除く。)
営業時間	24時間

(4) 事業所の勤務体制

職種	業務内容	勤務形態・人数
管理者	・従業者と業務の管理を行います。 ・従業者に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤 1人 介護支援専門員を兼務
介護支援専門員	居宅介護支援を行います。	常勤 1人以上

3. サービス内容、提供方法

内容	提供方法
利用者からの居宅サービス計画作成依頼等に対する相談対応	当事業所内相談室において行います。 (必要に応じて利用者の居宅を訪問します。)
公正中立に関するもの	●サービス事業者の選定にあたって、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができます。居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を介護支援専門員に求めることができます。 ●前6ヶ月間に作成された訪問介護、(地域密着型)通所介護、福祉用具貸与がそれぞれ位置づけられた居宅サービス計画の割合と上記4つの各々のサービスで同一の事業者によって提供されたものの割合について説明をするものとします。
課題分析の実施	①課題分析の実施に当たっては、利用者が自立した生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題を把握します。 ②解決すべき課題の把握(アセスメント)に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行います。

	<p>す。</p> <p>③ 使用する課題分析票の種類は、全社協方式とします。</p>
居宅サービス計画原案の作成	利用者の希望及びアセスメントの結果に基づき、利用者及び家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標とその達成時期、サービスの種類と内容等を記載した居宅サービス計画の原案を作成します。
サービス担当者会議等による専門的意見の聴取	居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等の担当者を招集して行うサービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から専門的見地からの意見を求めます。
居宅サービス計画の説明、同意、交付	<p>① 居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、居宅サービス計画の原案の内容について利用者又は家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ます。</p> <p>② 作成した居宅サービス計画は交付します。</p>
居宅サービス計画の実施状況の把握	<p>① 居宅サービス計画の作成後、居宅サービス計画の実施状況の把握（モニタリング）を行います。利用者及び家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。</p> <p>② モニタリングに当たり、少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し、面接します。</p> <p>③ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録します。</p>
医療機関との連携に関するもの	<p>① 利用者が医療機関等に入院した際、その入院先（医療機関）に担当介護支援専門員の氏名・連絡先を伝えてもらうよう依頼します。</p> <p>② 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたとき、その他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供いたします。</p> <p>③ 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合、その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。またこの場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付いたします。</p> <p>④ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する特定相談支援事業者、住民による自発的な活</p>

	動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めます。
--	--

4 利用料、その他の費用の額

(1) 居宅介護支援の利用料

ア 基本利用料

利用した場合の基本利用料は以下のとおりです。利用者負担額は、原則として無料です。

区分 (介護支援専門員 1人当たりの利用者数)	要介護 1・2	要介護 3～5
居宅介護支援費Ⅰ (45人未満の場合)	45人未満の部分 10,860円	14,110円
居宅介護支援費Ⅱ (45人以上60人未満の場合)	45人未満の部分 10,860円	14,110円
	45人以上の部分 5,440円	7,040円
居宅介護支援費Ⅲ (60人以上の場合)	45人未満の部分 10,860円	14,110円
	45人以上の部分 5,440円	7,040円
	60人以上の部分 3,260円	4,220円

イ 加算・減算

要件を満たす場合に、基本利用料に以下の料金が加算・減算されます。

①サービスの実施による加算

加算の種類	要件	利用料
初回加算 (居宅変更可)	①新規に居宅サービス計画を作成した場合 ②要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合 ③要介護状態区分が2区分以上変更された場合に 居宅サービス計画を作成する場合 ※新規とは、契約の有無に関わらず、当該利用者について、過去二月以上、当該居宅介護支援事業所において居宅介護支援を提供しておらず、居宅介護支援が算定されていない場合に、当該利用者に対して居宅サービス計画を作成した場合を指す。	1月につき 3,000円
入院時情報連携加算Ⅰ	介護支援専門員が病院又は診療所に入院した日のうちに病院等の職員に対して必要な情報を提供した場合	1月につき 2,500円
入院時情報連携加算Ⅱ	介護支援専門員が病院又は診療所に入院後2日以内に病院等の職員に対して必要な情報を提供した場合	1月につき 2,000円
退院・退所加算	病院等に入院、入所していた利用者の退院、退所に当たって病院等の職員と面談を行い、利	1月につき 4,500円

	用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合	以上 ※回数に合わせて変動
緊急時等居宅 カンファレン ス加算	病院又は診療所の求めにより、病院等の医師又は看護師等とともに利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合	1回につき 2,000円
ターミナルケ アマネジメン ト加算	末期の悪性腫瘍であって、24時間連絡体制を確保し、指定居宅支援を行うことができる体制を整備した上で利用者が在宅で亡くなられた場合。	1月につき 4,000円
通院時情報連 携加算	利用者が医療機関において医師または歯科医師の診察を受ける際に介護支援専門員が同席し、医師等と情報連携を行い、当該情報を踏まえてケアマネジメントを行った場合	1回につき 500円

②加算の基準に適合していると市に届け出ている加算

加算の種類	要件	利用料
特定事業所 加算Ⅰ	加算の体制要件、人材要件、重度要介護者、法定研修等対応要件を満たす場合	1月につき 5,190円
特定事業所 加算Ⅱ	加算の体制要件、人材要件、法定研修等を満たす場合	1月につき 4,210円
特定事業所 加算Ⅲ	加算の体制要件、人材要件、法定研修等を満たす場合	1月につき 3,230円
特定事業所 加算A	加算の体制要件、人材要件、法定研修等を満たす場合	1月につき 1,140円

③サービスの実施による減算

減算の種類	要件	利用料
同一建物減算	指定居宅介護支援事業所の所在する建物と同一敷地内、隣接する敷地内の建物または指定居宅介護支援事業所と同一の建物に居住する利用者に対してケアマネジメントを行う場合	1月につき 所定単位数の95%を算定
業務継続計画 未実施減算	感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合	1月につき 所定単位数の1%に相当する単位数を減算
身体拘束廃止 未実施減算	身体的拘束等の適正化のための措置が講じられていない場合	1月につき 所定単位数の1%に相当する単位数を減算

高齢者虐待防止措置未実施減算	虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合	1月につき所定単位数の1%に相当する単位数を減算
----------------	----------------------------------	--------------------------

(2) 交通費

通常の事業の実施地域(会津若松市)にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は、介護支援専門員が訪問するための交通費の実費をご負担していただきます。

なお、自動車を使用した場合は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、1km当たり100円を請求します。

(3) 解約料

いつでも解約することができ、料金はかかりません。

(4) 事務手続き代行

利用者の希望により事務手続きを代行することがあります。ただし、要介護認定申請に関する事務手続きについては無料と致します。

5 秘密の保持

- (1) 従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった場合においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
- (2) 利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の個人情報を用いません。また利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。
- (3) 利用者又はその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めます。

6 身体拘束の防止対策

身体拘束の防止に備えて身体拘束防止計画等を作成し、身体拘束防止対策の責任者・相談窓口を決め、年4回以上の研修、委員会を実施します。

7 虐待の防止対策

虐待の防止に備えて虐待防止計画等を作成し、虐待防止対策の責任者・相談窓口を決め、年4回以上の委員会、適宜研修を実施します。

8 ハラスメント防止対策

ハラスメントの防止に備えてハラスメント防止計画を作成し、ハラスメント防止対策の責任者・相談窓口を決め、年2回以上の委員会、適宜研修を実施します。

9 非常災害対策

非常災害に備えて業務継続計画等を作成し、防火管理者または防災等についての責任者を決め、年2回以上の委員会・訓練を実施します。

また、非常災害時に自事業所の業務が滞ることが発生した場合に備えて『若松第3包括支援センター圏域居宅介護支援事業所間の協定』を締結し、協定間の他事業所が一時的に業務の代行を行うものとします。

10 感染症対策

感染症の流行に備えて業務継続計画等を作成し、感染対策についての責任者を決め、年2回以上の委員会・訓練を実施します。

11 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡とともに、必要な措置を講じます。

また、サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

なお、事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 東京海上日動

保険名 事業活動包括保険

12 サービス提供に関する相談、苦情

(1) 苦情処理の体制及び手順

ア サービス提供に関する相談及び苦情を受けるための窓口を設置します。

イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりです。

- 1) 利用者等は、苦情の内容を口頭又は文書により、苦情受付担当者に伝えます。
- 2) 苦情受付担当者は、苦情解決責任者に報告し、苦情解決責任者は、申し立てられた苦情内容について、申し立て者と協議し、問題の解決に当たります。
- 3) 個別に対応が可能であるものに対しては、苦情解決責任者は直ちに対処し、問題を解決します。
- 4) 苦情解決の内容が運営規程の改定に関する場合には、運営規程の改定の検討を行います。
- 5) 苦情の内容は、帳簿に記録して5年間保存します。

(2) 事業所苦情相談窓口

担当	管理者兼介護支援専門員 菅原 諭志
電話番号	0242-38-1520
受付時間	午前8時30分から午後5時30分まで
受付日	月曜日から土曜日まで（12月30日から1月3日までを除く。）

(3) その他苦情・相談

市町村及び国民健康保険団体連合会の苦情相談窓口等に苦情を伝えることができます。

福島県運営適正化委員会	024-523-2943
福島県国民健康保険団体連合会介護保険課	024-528-0040
市町村介護担当係	

13. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	なし
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

令和 年 月 日

指定居宅介護支援の提供開始に当たり、利用者に対して、契約書及び重要な事項を説明交付しました。

【事業者】

所在地 会津若松市石堂町6番30号
事業所名 特定非営利活動法人 こころのさと
代表者名 理事長 永 峰 喜代江

担当事業所

所在地 会津若松市門田町大字黒岩字石高194番地の2
事業所名 総合福祉 スピリチュアルヴィレッジ
居宅支援 こころのさと
事業所番号 0770201606
説明者 菅 原 謙志

私は、事業者から重要な事項の説明を受け、指定居宅介護支援の提供開始について同意しました。

【利用者】

住 所 _____

氏 名 _____

【代理人】

住 所 _____

氏 名 _____
(利用者との関係 :)